

防災情報配信サービスを開始しました

メール

市では、市ホームページ、防災行政無線、広報車などで防災情報を発信してきましたが、新たに防災情報メールの配信サービスを開始しました。大雨警報などの気象情報や地震・津波に関する情報などの防災情報をリアルタイムで配信します。災害に備えて、ぜひ登録をお願いします。

配信情報

- 大雨警報・洪水警報などの気象情報
- 地震・津波に関する情報
- 避難勧告、避難所開設などの避難情報
- ミサイル攻撃などの国民保護情報
- その他防災に関する緊急情報

登録方法



二次元バーコード

1 空メールを送信する

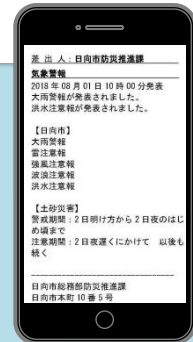
携帯電話などのメール作成画面で、送信先アドレス欄に、指定のアドレスを直接入力いただくか、二次元バーコードを読み取って空メールを送信します。

bousai.hyuga-city@raidan2.ktaiwork.jp

2 本登録

数分後以内に、仮登録用のメールが届きますので、画面の指示にそって、本登録を行ってください。

登録が完了しましたら、登録のお知らせメールが届きます。



※イメージ

※ 携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、登録前に「hyuga-city@raidan2.ktaiwork.jp」を指定受信/許可リストに設定していただくようお願いいたします。設定の変更がうまくいかない場合は、お使いの携帯電話会社などにお問い合わせください。

※ メール配信サービスの利用は無料となっておりますが、メール機能を使用する際に発生する通信用料などは、携帯電話をお持ちのおお客様ご本人様のご負担になりますので、あらかじめご了承ください。

FAX
電話

携帯電話をお持ちでなく、防災情報メールを受信できない方のうち、高齢者や障がい者など、災害発生時において特に支援を要する方のみでお住まいの方々は、ご自宅の電話またはファックスで防災情報を受け取ることができます。

登録には申請が必要になりますので、裏面の申請書に必要事項を記載のうえ、日向市防災推進課に提出（郵送・ファックス可）してください。



防災SNS

SNS（フェイスブック・ツイッター）でも防災情報を配信していますので、ぜひ、ご利用ください。



@hyugabosai



@hyugabosai

■緊急情報配信サービス■

- 気象特別警報
- 大津波警報・津波警報
- 避難指示、避難勧告
- 避難準備・高齢者等避難開始
- ミサイル攻撃等の国民保護情報
- その他防災に関する緊急情報

上記は下記番号から発信されます

0 5 7 0 - 0 9 5 - 9 9 9

聞き終わったら「#」
を押してください

電話受信の
場合のみ

防災無線確認ダイヤル
0800-200-3149

日向市緊急情報配信サービス利用規約

(趣旨)

- 1 この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、日向市緊急情報配信サービス実施要綱(平成30年日向市告示第166号)。以下「要綱」といいます。)により日向市(以下「市」といいます。)が提供する緊急情報配信サービス(以下「本サービス」といいます。)に関し、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとします。

(適用)

- 2 本規約は、市および本サービスをご利用になれる方(以下「利用者」といいます。)に適用するものとします。

(本サービスの変更、中断または停止)

- 3 市は、電話回線設備、システム障害、メンテナンスその他やむを得ない事由が生じた場合に限り、利用者に通知することなく本サービスの内容を変更、中断または停止することができるものとします。
- 4 市は、本サービスの変更、中断または停止により、利用者または第三者に生じた損害については、市はその責任を負わないものとします。

(本サービスの終了)

- 5 市が本サービスを終了すると決定した場合は、市は利用者にあらかじめ終了する旨を通知したうえで、本サービスの提供を終了できるものとします。

(利用上の注意事項)

- 6 市は、本サービスから配信するメールの完全性、正確性、有用性などについて、明示的または黙示的を問わず、利用者に対していかなる保証を行わないものとし、利用者をご本人の判断と責任において本サービスを利用しなければなりません。
- 7 本サービスは、利用者の特定の目的に適合することを保証するものではありません。
- 8 市は、電話回線の負荷状況などにより、本サ

ービスにかかる緊急情報の配信が遅れた場合または配信ができない場合において、当該配信情報の再送信は行いません。

- 9 市は、宛先不明などにより、複数回にわたって配信できなかった電話番号などの登録内容について、利用者に通知することなく削除できるものとします。

- 10 利用者が本規約に違反した場合または違反行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、市は利用者に予告することなく、登録の削除などの措置をとることができるものとします。

(禁止事項)

- 11 利用者は、本サービスが配信した内容の全部または一部を、市の承諾を得ず複製配布、放送及び商業目的で二次利用することはできません。

- 12 利用者は、本サービスにおける配信情報の内容を利用して、第三者に迷惑をかける行為または不利益を被らせる行為をしてはなりません。

(損害賠償)

- 13 利用者が本規約に違反し、市、本サービス提供事業者および第三者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

(免責事項)

- 14 市は、利用者が本サービスを利用することによって生じた直接的、間接的または結果的に被ったいかなる損害に対して、その責任を負いません。

- 15 利用者が虚偽の登録を行い、第三者に対して損害を与えた場合、市はその責任を負いません。

(規約変更)

- 16 市は、事前に通知なく、本規約を変更できるものとし、利用者はあらかじめこれを承諾するものとします。

- 17 本規約が変更された場合は、変更後の内容が直ちに適用されます。

(附則)

- 18 本規約は、平成30年8月14日から施行します。

課長	課長補佐	係長	係員	担当

別記様式（第8条関係）

日向市緊急情報配信サービス新規（変更）登録申請書

年 月 日

日向市長 十屋 幸平 様

住所
申請者 氏名
電話番号

日向市緊急情報配信サービス実施要綱第8条の規定により、次のとおりサービス利用登録を申請します。

ふりがな		
氏名		
住所	日向市	
希望伝達手段	固定電話 ・ ファックス	※ どちらかを選択
配信先電話番号	0982 - -	※ ご自宅の固定電話またはファックスの電話番号
確認欄	<input type="checkbox"/> 私の世帯には携帯電話を持つ者がおりません。 （日向市防災情報メールを受信できません。）	

- ※ 登録時に試験配信を行いますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 電話による配信は、メッセージの最後に内容を聞き終えたかを確認する操作が必要です。確認操作を行わないと、約3分間隔で合計3回、繰り返し配信されますので、ご注意ください。

《電話またはファックスでの配信情報》

- ① 気象等に関する特別警報
- ② 大津波警報・津波警報に関する情報
- ③ 避難勧告や避難所開設などの避難情報
- ④ ミサイル攻撃などの国民保護情報
- ⑤ その他防災に関する緊急情報

防災推進課使用欄	
チェック項目	受付印
<input type="checkbox"/> 配信確認 配信時刻 (:)	
<input type="checkbox"/> 台帳確認	
<input type="checkbox"/> 番号登録	

(防災推進課 ファックス番号 0982-54-8747)

切り取り線